

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区分	名取市（町村）					国（行政職俸給表（二））				民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査（宮城県）			平成19年 職種別民間給与 実態調査（県内） (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査（全国） (人事院)
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全体	44.10歳	70人	289,483円	321,691円	313,951円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち清掃職員	歳	人	円	円	円					廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	-	-
うち学校給食員	43.11歳	20人	276,530円	294,858円	291,797円					調理士	41.8歳	240,500円	-	-
うち守衛	歳	人	円	円	円					守衛	56.4歳	216,300円	324,209円	364,170円
うち用務員	45.01歳	38人	292,600円	324,343円	319,331円					用務員	53.9歳	227,200円	287,307円	301,590円
うち自動車運転手	45.02歳	12人	301,200円	358,015円	333,842円					自家用乗用自動車運転者	50.4歳	166,800円	300,844円	342,883円
うち電話交換手	歳	人	円	円	円					-	-	-	-	331,590円

【項目説明】

- ※1 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク（*）と表記しております。
- ※2 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- ※3 「名取市」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※4 名取市、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります。その内訳は下表のとおりです。
- ※5 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「名取市」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特勤勤務手当、初任給調整手当を加えた数値（特殊勤務手当及び時間外勤務手当は除く）を「平均給与月額（国ベース）」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

○平均給与月額に計上されている諸手当

名取市 「平均給与月額」	名取市 「平均給与月額（国ベース）」	国（行政職俸給表（二）） 「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査 における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 単身赴任手当 特勤勤務手当 初任給調整手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤怠手当、退職手当、寒冷地手当 を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額（管理職手当） 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精進手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

【注釈】

- ※1 「国（行政職俸給表（二））」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表（二）が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- ※2 「国（行政職俸給表（二））」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。
- ※3 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査（宮城県）」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16年～平成18年の6月支給分の3年平均）ですが、この中には短期間の臨時的な労働者（アルバイト、パートタイマー等）を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致していません。
- ※4 「平成19年職種別民間給与実態調査（県内）」とは、宮城県人事委員会が行った調査（県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査）の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- ※5 「平成19年職種別民間給与実態調査（全国）」とは、人事院が行った調査（全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査）の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2) 職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	0人	0人	0人	3人	6人	5人	20人	15人	7人	7人	6人	1人	70人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち清掃職員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち学校給食員	人	人	人	1人	2人	1人	5人	5人	4人	1人	1人	人	20人
平均給与月額	円	円	円	※円	※円	※円	292,008円	298,020円	317,149円	※円	※円	円	294,858円
うち守衛	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち用務員	人	人	人	1人	4人	3人	12人	6人	3人	4人	4人	1人	38人
平均給与月額	円	円	円	※円	282,131円	318,649円	304,377円	325,301円	333,006円	352,495円	385,962円	※円	324,343円
うち自動車運転手	人	人	人	1人	人	1人	3人	4人	人	2人	1人	人	12人
平均給与月額	円	円	円	※円	円	※円	390,522円	328,364円	円	※円	※円	円	358,015円
うち電話交換手	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(3) その他給与に関する事項

①技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
技能労務職給料表	国家公務員行政職俸給表(二)に準拠

②技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数			
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
外勤業務手当	自動車運転手	大型又は特殊車両等の運転業務	日額200円
特別勤務手当	学校給食員	共同調理場の汽かん業務	日額100円
特別勤務手当	用務員、学校給食員	変則勤務者で特殊と認められる業務	日額200円

イ. 国の制度と異なる手当について（平成19年4月1日現在）

手当名	国の制度と異なる手当の内容
外勤業務手当 特別勤務手当 特別勤務手当	大型又は特殊車両等の運転業務 共同調理場の汽かん業務 変則勤務者で特殊と認める業務

③技能労務職員等の昇格・昇給基準について

ア. 昇格基準について

職務に対し経験年数に応じた昇格基準により、任命権者が職員の職務の級に応じた勤務成績に基づき判断している。

イ. 昇給基準について

毎年1月1日に、同日前1年間の勤務成績に応じて、4号俸（55歳を超える場合には2号俸）を標準として昇給を行っています。
（平成21年度までは、給与抑制措置により1号俸抑制）

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員数については、平成18年3月に策定した名取市集中改革プランに基づき、事務事業の見直しや行政の効率的な運用が図れる業務については民間委託・PFI・指定管理者制度等の導入を図りながら、退職者の補充抑制を行い総職員数の削減を進めてまいります。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

給料表については、これまで人事院勧告に基づき給与構造改革に伴う引き下げを行うなど同様の改正してきており、現行の国に準拠した給料表を踏襲し、今後も国の給料が改定された場合には同様の見直しを図ってまいります。
特殊勤務手当について、平成19年度一部見直しを図りましたが、今後も本来の手当のあり方等を精査し継続して検討してまいります。

4. その他

技能労務職員については、事務事業の見直し等を行いながら、平成10年度より退職者補充の抑制を図ってきております。
平成18年度より一部学校給食共同調理場の業務委託を実施しており、今後、学校給食共同調理場へのPFI導入を実施するなど、引き続き業務の見直しを進めてまいります。